

タクシー事業の現状について

平成30年5月9日
京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

活性化事業計画の認定申請状況等及び適正車両数について

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー（H30. 3. 31現在）									個人タクシー		
		事業者数	申請				認定				事業者数 （H30.3末）	申請者数 （H30.3末）	認定 事業者数 （H30.3末）
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定 事業者数	認定					
				申請者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数			
京浜交通圏	H22.3.23	108	108	91	280	163	108	91	280	163	2,037	1,969	1,969

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したもの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との 乖離率 (1-③/①)	適正車両数(H27.1.27公示) (平成28年7月15日一部改正)		
			下限値	上限値③	
京浜交通圏	6,857	6.97%	5,509	～	6,379

●旧タクシー特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数の乖離	適正車両数		
							下限値	～	上限値
京浜交通圏	7,629	6,858	10.11%	6,858	10.11%	約20%～30%	5,150	～	5,950

事業者計画の認可及び車両の削減実施状況

平成30年3月31日時点

○法人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数	事業者計画認可状況			事業者計画 実施車両数			事業者計画外 で実施した削減車両数	削減車両数合計
		抹消	休車	合計	抹消	休車	合計		
108社中100社	100社	143両	279両	422両	122両	300両	422両	10両	432両

事業者計画を全て実施した場合の 京浜交通圏の車両数	適正車両数上限との乖離率
6435両	0.87%

○個人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数	事業者計画認可状況		休車実施事業者数
		曜日指定	日付指定	
2037者中1980者	1975者	1811者	164者	1967者

※合意事業者の5者については、譲渡譲受により現在事業者計画申請中。

タクシー業界の取り組み

平成30年5月9日

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

○目的

平成27年度より神奈川県タクシー協会において利用者利便向上及び生産性の向上を目的とした、タクシー配車アプリ導入を検討し、平成29年9月、10月にはDeNAと連携した配車アプリ「タクベル」の実証実験を行った。

平成30年4月19日（1次）より横浜、川崎地域においてサービスを開始した。平成30年夏まで（2次）には県内全域でサービス開始する。（予定）

○サービスの概要

- ・ 旅客はスマホアプリで気軽に配車依頼が可能。
- ・ 旅客は地図上で空車車両や、迎車車両の状況確認が可能。
- ・ AIを活用した「需要予測システム」導入によりタクシー需要予測情報をリアルタイムに乗務員に提供。

○今後追加予定のサービス

- ・ 交通IC対応決済機の提供
- ・ 配車タブレットを公共施設に設置
- ・ 後部座席タブレット（広告表示や利用者向けガイダンス）

○導入予定車両数

- 1次 横浜市・川崎市
約2,800両
- 2次 神奈川県全域
約4,350両



京浜交通圏の活性化の取り組み

外国人旅客接客研修

○目的

2013年には訪日外国人旅客者数が1000万人を超え、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催されることから、さらに訪日外国人の増加が予想される。

訪日外国人に、安心してタクシーを利用してもらい、また、羽田空港国際線タクシー乗り場及び神奈川県内において「おもてなしの心」のサービスを提供するため、平成27年12月より神奈川タクシーセンターにおいて英語による旅客接客研修を実施。

○実施状況

27年度 受講者 97人
28年度 受講者 99人
29年度 受講者 56人

○講習内容

初級：英語による乗降時の挨拶、基本会話の練習等
中級：英語による接客に必要な会話練習等

累計 初級講習6回（受講者182人）
中級講習2回（受講者70人）



観光タクシー

○神奈川観光タクシープロジェクト

フェリス女子学院や子育てNPO法人とコラボレーションし、「家族3世代で楽しめるみなとみらい・横浜観光」「高齢者・障がい者、子育てママさんにも優しいUDタクシーで行く川崎観光」などをテーマとしたプロジェクトを実施し、おすすめコースの紹介や試乗体験レポートのHP掲載。また、英語版観光パンフレットを作成。

- ・みなとみらい・横浜3世代観光タクシーモデルコース
記憶と歴史をたどる！横浜満喫コース
(4時間) 18,510円
横浜ギョギョっといとコ取りコース
(3時間) 13,990円
めぐろう！！よこはま歴史コース
(3時間) 13,990円
- ・UDタクシーで行く川崎観光タクシーモデルコース
川崎緑地巡りコース
(4時間) 18,510円
川崎工場夜景コース
(2時間) 9,470円



ユニバーサルデザインタクシー

- ・神奈川県内におけるUDタクシーの導入状況については、平成30年3月末現在で96社300両が導入されており、中でも京浜交通圏では県内の約8割にあたる71社223両が導入。
特定地域指定後、UD車両が急速に導入された。
- ・UDタクシー導入に伴い、UDドライバー研修受講者数も増加。
- ・駅や病院にUD専用乗り場を新たに設置
(H27.11みなと赤十字病院、H29.3新百合ヶ丘駅、H29.7溝の口駅 横浜市川崎市で9カ所)

UDタクシー導入状況 (京浜交通圏)

	導入社数	導入車両数
平成26年度末	57	127
平成27年度末	57	131
平成28年度末	58	143
平成29年度末	71	223

UDドライバー研修実施状況 (京浜交通圏)

	受講者数
平成26年度末	826
平成27年度末	1,056
平成28年度末	1,232
平成29年度末	1,516

関自旅二第6453号

平成30年3月16日

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会

会長 岡村 敏之 殿

関東運輸局長 河田 守弘

特定地域の指定期限の延長について

京浜交通圏については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、延長の指針2. に該当しているため、御協議会において特定地域の指定期限の延長を希望する場合においては、平成30年5月11日までに御協議会において同意を得た上で、その旨を報告していただきますようお願い致します。

国自旅第298号
平成30年3月16日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化
及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の
取扱いに関する指針について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号。以下「法」という。)第3条第1項に基づき、現在特定地域に指定されている地域について、平成30年度以降順次年間の指定期間の満了を迎えることから、同条第2項に基づく指定の期限の延長については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨了知されるとともに、公示の手続き等所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 協議会において特定地域計画が議決されていない地域については、指定期限の延長は行わない。
2. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、「特定地域の指定等について」(平成27年1月30日付け国自旅客第305号。以下「指定基準通達」という。)1.に掲げる基準(以下「指定基準」という。)に該当する地域は、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。ただし、延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。
3. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2



年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、上記２．（ただし書を除く。）に該当しない地域は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から３年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。この場合において、指定基準通達２．ただし書の規定は適用しない。

- ４．上記２．及び３．に該当する地域について、当該地域における協議会の同意がない場合は、指定の延長の手続きは行わない。

附 則

本通達は、平成３０年３月１６日から施行する。

国自旅第299号
平成30年3月16日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公 印 省 略)

特定地域の指定期限の延長について

現在特定地域に指定している営業区域について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、下記の営業区域について、延長の指針に該当している。

については、貴職から該当する交通圏の特定地域協議会会長に対してその旨を伝えるとともに、特定地域の指定期限の延長を希望する協議会がある場合においては、本省あて報告されたい。

なお、協議会において、利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるよう、適時適切に助言・協力等をされたい。

記

延長の指針2. に適合する営業区域

神奈川県 京浜交通圏



【各営業区域ごとにおける指定基準への適合状況】

京浜交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 41.0% (H28) 31.8% (減少率) 22.4%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H27) 46.4% (H28) 52.4% (収支差) 6.0 ポイント

(3) 人口要件

横浜市 約 372 万人

(4) 総実車キロの要件

(H27) 168,075,408 km (H28) 162,253,680 km (減少率) 3.5%

(5) ①日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 44,008 円 (H28) 38,177 円 (減少率) 13.2%

日車実車キロ (H13) 113.8 km (H28) 85.0 km (減少率) 25.3%

②法令違反の発生状況の要件

(京浜交通圏) 0.0150 件 (全国平均) 0.0556 件

③事故の発生状況の要件

(京浜交通圏) 7,881 件 (全国平均) 7,572 件

国自旅第305号
平成27年 1月30日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域の指定等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「特定地域の指定等について」を別紙のとおり定めたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、公示の手続き等所要の措置を講じられたい。

特に、特定地域の指定に係る地方公共団体からの要請に関する相談があった場合の対応については、地域の特殊な事情等に配慮した検討が必要であることから、その事情等を十分に把握した上で、その都度必ず本省あて相談することとされた。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

特定地域の指定等について

1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー車両数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の(1)から(6)のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③のいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

2. 指定期間等

1. の指定は、原則として毎年1月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとし、指定の延長は原則として1回に限って行うことができるものとする。ただし、指定期間中であっても、1. に掲げる基準に該当しなくなった場合（指定からの期間が2年未満の場合を除く。）、国土交通大臣は指定の解除を行うものとする。

また、指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあっては、原則として準特定地域として指定するものとする。

なお、当該指定及び指定の解除は告示により行う。

3. 指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）に基づく法人事業者の事業実績報告等を用いるものとし、地方運輸局は、毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として7月30日までにとりまとめ、本省に報告するものとする。

附 則

1. 本通達は、平成27年1月30日から施行する。
2. 平成25年度の各種指標に基づく特定地域の指定については、本則2. に定める期日にかかわらず、指定するものとする。

国土交通省告示第八百九十五号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

四 九州運輸局長

〔熊本交通圏〕

〔大分市〕

平成二十七年
から平成三十
年
日まで

六 九州運輸局長

〔熊本交通圏〕

〔大分市〕

六月一日か
五月三十一
か
七月一日か
六月三十日

を

年六月一日か
年五月三十一

年七月一日か
年六月三十日

年八月一日か
年七月三十一

に、

三 中国運輸局長

〔広島交通圏〕

平成二十
から平成三
まで

五 中国運輸局長

〔広島交通圏〕

〔倉敷交通圏〕

平成二
から平成二
まで

十七年七月一日か
十年六月三十日

を

十七年七月一日か
三十年六月三十日

に、二の項を四の項に改め、同項の前に

二 関東運輸局長

〔京浜交通

三 北陸信越運輸局長

〔新潟交通

十七年八月一日か
三十年七月三十一

圏〕

を加える。

圏〕、「金沢交通圏」及び「長野

平成二十七年八月一日か
から平成三十
年七月三十一
日まで

第五条の表三の項中「〔京浜交通圏〕を削り、四の項中「新潟交通圏」、〔金沢交通圏〕及び

「〔長野交通圏〕を削り、七の項中「〔倉敷交通圏〕を削り、九の項中「〔北九州交通圏〕」、「〔長崎交通圏〕及び「〔宮崎交通圏〕を削り、「〔鹿児島空港交通圏〕及び「〔鹿児島市〕を「及び「鹿児島

空港交通圏〕に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年八月一日から施行する。

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱

制定：平成21年10月30日
 一部改正：平成22年 2月 5日
 一部改正：平成23年 4月19日
 一部改正：平成24年 7月13日
 一部改正：平成25年 3月 8日
 一部改正：平成26年 1月24日
 一部改正：平成26年 2月18日
 一部改正：平成27年 5月22日
 一部改正：平成27年 9月30日
 一部改正：平成28年 9月23日
 一部改正：平成29年 8月28日

(目的)

第1条 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、京浜交通圏（以下、「特定地域」という。）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車であって、一般タクシー及びその他ハイヤーをいう。
 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 神奈川県知事又はその指名する者
- ② 横浜市長又はその指名する者
- ③ 川崎市長又はその指名する者
- ④ 横須賀市長又はその指名する者
- ⑤ 三浦市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人神奈川県タクシー協会 会長
- ② 神奈川県個人タクシー協会 会長
- ③ 湘南交通株式会社 代表取締役
- ④ 川崎タクシー株式会社 代表取締役
- ⑤ 岡タクシー有限公司 代表取締役
- ⑥ カナガワ交通株式会社 イースタン 代表取締役
- ⑦ 向ヶ丘交通株式会社 イースタン 代表取締役
- ⑧ 三和交通株式会社 取締役部長
- ⑨ 三和交通神奈川株式会社 総務監査室次長
- ⑩ アサヒタクシー株式会社 代表取締役
- ⑪ 二重交通株式会社 取締役副社長
- ⑫ 平和交通株式会社 常務取締役
- ⑬ 日野交通株式会社 代表取締役

- ⑭多摩川ハイヤー株式会社 常務取締役
- ⑮臨港タクシー株式会社 代表取締役
- ⑯有限会社いづみタクシー 代表取締役
- ⑰神奈中ハイヤー横浜株式会社 代表取締役
- ⑱神奈川個人タクシー協同組合 理事長
- ⑲横須賀個人タクシー協同組合 理事長

(3) 労働組合等

- ①全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ①横浜商工会議所会頭又はその指名する者
- ②川崎商工会議所会頭又はその指名する者
- ③横須賀商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ①神奈川県警察本部交通部交通規制課長
- ②神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
- ③神奈川労働局労働基準部監督課長
- ④一般財団法人神奈川タクシーセンター常務理事
- ⑤東洋大学国際学部国際地域学科教授 岡村 敏之

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成30年7月31日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

- 8 事務局長の任期は平成30年7月31日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
- ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半

数が合意すること。

- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 前項(3)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 大規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が101両以上
- (2) 中規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が100両以下、41両以上
- (3) 小規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が40両以下
- (4) 個人タクシー事業者

13 協議会は、特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

14 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

15 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

16 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

17 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出及び軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第14項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(分科会)

第 6 条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第 3 条の実施事項の内容に応じ、第 4 条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

3 分科会には会長を置き、分科会会長は協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

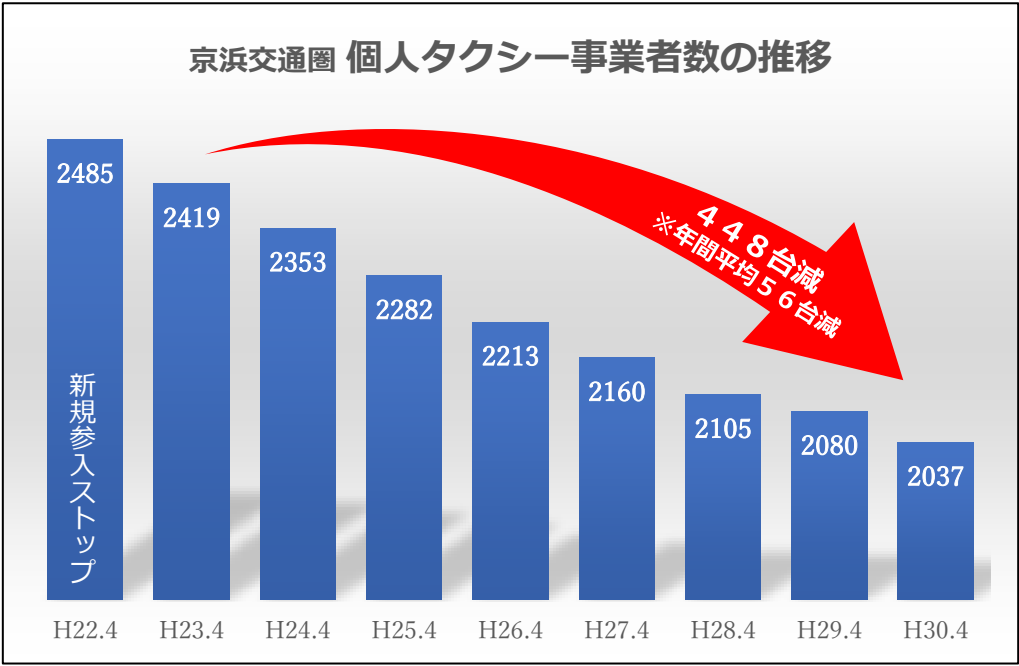
6 分科会は、非公開とする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定地域指定日（平成 27 年 8 月 1 日）の車両数 2,139 適正車両数 1,980 乖離率 7.4%で、現在は法定休日 月 2 日と、さらに 2 日の休車日を設けております。

個人タクシーは平成 22 年 3 月から新規参入が認められておりません。これにより、平成 30 年 4 月においては 2,037 台まで減少しており、現在の乖離率は 2.8%で、1 か月あたりの休車日は 0.8 日に当たり、1 日に満たなくなっております。



現在車両数（平成 30 年 4 月 1 日）	2,037 台
適正と考えられる車両数の上限値	1,980 台
適正車両数との乖離率	+2.87%

個人タクシー年間稼働可能日数	341 日	365 日－24 日※月 2 日の法定休日
個人タクシー年間適正稼働日数	331.22 日	341 日－(341 日×2.87%)

個人タクシー月間稼働可能日数	28.41 日	341 日÷12 ヶ月
個人タクシー月間適正稼働日数	27.60 日	331.22 日÷12 ヶ月
月間適正休日	+0.81 日	28.41 日－27.60 日